

我が国の児童福祉行政と保育士養成

— 2年制短期大学における保育者養成カリキュラムと学則改定から —

野島正剛

1 はじめに

我が国の法律は日本国憲法が最高法規である。法をピラミッドに例えると、日本国憲法はその頂点にあり、底辺に近づくにつれてより具体化される。我が国の児童福祉行政においても、日本国憲法、児童の権利に関する条約、児童福祉法といった上位の法の理念を踏まえ、より下位の法になるにつれて具体化され、行政機関、施設において運用される。指定保育士養成施設にあっても、関係行政機関の指導の下、法を遵守した運用を行わなければならない。

本稿では我が国の児童福祉行政における保育者養成の現状を整理するとともに、関係行政機関の指示と法令を遵守した指定保育士養成施設の運用例として、上田女子短期大学の保育者養成カリキュラムの編成と学則改定を取り上げたい。

2 児童福祉行政

1. 児童福祉行政における保育士養成の現状

指定保育士養成施設の指定については、各地方厚生局長が行っている。指定保育士養成施設の指定、内容を変更するもののうち申請や届出が必要な事項については、施設が所在する都道府県知事、指定都市及び中核市の長を経由し、各地方厚生局長に申請書あるいは届出書を提出しなければならない。この地方厚生局は厚生労働省の地方支分部局であり、全国を7つの地域に分け、それぞれに厚生局を置いている。医療・健康・福祉などの社会保障政策を実施する、地域における国の政策実施機関として位置づけられている。

関東信越厚生局管内における指定保育士養成施設は、2006年4月1日現在で146施設172課程であり、入学定員は15,855人、総定員は43,131人となっている(1)。これが2008年4月1日には159施設188課程、入学定員19,062人、総定員53,349人に増加する予定である(2)。

指定保育士養成施設としての必須条件として、「指定を受けた指定保育士養成施設においては、常に指定基準を始め関係法令や関係通知が遵守されていることが前提条件」であることが示された(3)。これは平成16年度に総務省関東管区行政評価局が「保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視」として、指定保育士養成施設を含む各資格の養成施設に対して実地調査が行われた。その際、教員資格のない者が授業を行っている、授業時間数が学則や指定基準を満たしていない等の不備が報告された。これを受け、関東信越厚生局では指定基準の適合調査として、自己点検や実地指導調査を行うほか、管内の指定保育士養成施設の連絡会議を行うなど、運営の適正化を図っている(4)。

2. 保育士養成課程

現行の保育士養成課程は、平成14年4月1日から施行された(5)。旧養成課程は平成

3年～14年までであったことを考えると、現行養成課程は折り返し地点を過ぎた位置にある。現行養成課程が施行されてからも、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。この変化に対応するために、平成21年施行を目指し、保育所保育指針と幼稚園教育要領が改定された。また、質の高い保育者養成への期待も日増しに高まってきている。これに応ずるかのように、保育士養成を取り巻く環境も大きく変化している。

保育士は我が国の児童福祉を具体化させる「児童福祉専門職」である。保育士の養成期間延長の声もある中で、質の高い保育士養成を行うためには2年制短期大学においてどのようなカリキュラム編成を行う必要があるのか、上田女子短期大学（以下、本学とする）幼児教育学科の教務担当教員においても常に検討しているところである。その1つの結論として、平成19年度入学生より適用するカリキュラム（以下、19年度カリキュラムとする）を作成し、長野県教育委員会を通じて関東信越厚生局に書類を提出した。（他県の場合、厚生労働省関連の部署は福祉担当部署となるのが一般的であるが、当時の長野県は県教育委員会が担当部署であった。）

3 カリキュラム改訂

1. これまでの経緯

本学幼児教育学科における19年度カリキュラム作成時の現行カリキュラムは平成17年度及び18年度入学生に適用させたカリキュラム（以下、17年度カリキュラムとする）である。これは、平成14年4月より児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号「指定保育士養成施設の就業科目及び単位数並びに履修方法」の施行に伴い新たに定められた「指定保育士養成施設指定基準」の教育課程の実施に伴い作成された平成14～16年度入学生用のカリキュラム（以下、14年度カリキュラムとする）を改定したものである。

この17年度カリキュラムは教務を担当していた菱田隆昭助教授（当時）が中心となって作成した。本学幼児教育学科においてはコース制を採用しており、カリキュラム改定においても、コース制を踏まえた検討を行っている。このコース制について菱田は14年度カリキュラム実施の際、以下のように説明している。

本学幼児教育学科は、得意分野をもった保育者や進路先に応じた能力をもちあわせた保育者の養成を目的としながらも、併せて乳幼児の保育に関する基礎的教養の習得を通して、豊かな人間性の育成をめざしている。その一環として、幼児保育・社会福祉・スポーツレクリエーション・音楽の4コースを設けている。各々のコースには、卒業必修科目とは別にコース必修科目が設置されており、このコース必修科目を大綱化された新保育士養成課程の選択必修科目にあてることで、特色ある保育士養成を企図した。（6）

17年度カリキュラムにおいては、「14年の改定の補完及びスリム化（コース制の整理）」を行っている（7）。19年度カリキュラムについては、スリム化された17年度カリキュラムをベースに、基礎力と応用力を備えた保育者養成を行うための改定を行うこととした。

2. 19年度カリキュラムの検討

19年度カリキュラムの改定にあたり、検討すべき項目を挙げた。以下に記す。

①17年度カリキュラムについて

教養科目

幼稚園教諭免許状の専門科目

保育士資格の専門科目

コース制とその必修科目の位置づけ

カリキュラム全体のバランス

②実習園について

巡回指導時の要望

実習評価票の記載事項

実習日誌への指導事項

③就職・地域について

就職試験の内容と合格との結びつき

地域からの要望

④学生について

学生からの要望

⑤保育者養成制度について

厚生労働省の保育士養成課程の動向

文部科学省の教職課程の動向

⑥その他

以上の各項目について検討を開始する前の打ち合わせにおいて、保育士資格に関わる科目を中心に検討に入る方針を固めた。これは打ち合わせの段階において、教職課程の科目については幼稚園教諭の養成に必要な科目は17年度カリキュラムで網羅していることから、教職課程については科目名称の変更は行わない方針とした。また「本学幼児教育学科は、幼稚園教諭の要請を主たる目的とした学科であり、現行カリキュラムも幼稚園教諭二種免許状取得を基本にして、本学独自の教養科目並びに選択科目が配置されているのである。」(8)という基本線を守ることを確認した。その上で、基礎力と応用力を備えた保育者養成をめざすために、専門科目の変更方針として、①教職課程については変更しない。②新設科目が必要な場合は保育士養成課程で対応すること。③幼稚園教諭免許状のみの取得者については卒業単位に選択科目の取得が必要なことから、新設科目を卒業選択科目とし、学生の将来設計に応じて学生自らが取捨選択できるようにする方針とした。

また非専門職への就職を希望する学生や、公立園に就職を希望する学生については、それぞれの方向性に合わせた就職活動に十分な力をつけさせる必要があることから、教養科目の拡充を行うこととした。

3. 科目内容の検討にあたって

①17年度カリキュラムの検討

教養科目についてはシンプルな科目を配置していたが、上述のように非専門職を希望す

る学生や公立園に就職を希望する学生が受験する公務員試験への対策が教務的には十分ではなかった。本学全体としては公務員試験講座などの就職指導は行ってはいるが、教科として継続的に学ぶことで十分な力をつけさせる必要がある。また、幼小あるいは保小のつながりの中で、幼稚園あるいは保育所において数的な内容の基礎を取り扱うことは必要不可欠であるが、その内容に関連する科目が17年度カリキュラムでは十分ではなく、教養科目において拡充を行うこととした。

コース制については、廃止することとした。これは、幼児保育・社会福祉・スポーツレクリエーション・音楽の4コースのうち、多くの学生が幼児保育コースを選択していること、コース外の科目を選択したいと申し出る学生が多いこと、コース必修科目の位置づけが曖昧であること等の理由からである。コース制については、短期大学においては監督官庁に届け出る必要はなく、短期大学ではコース必修科目について届け出はしていない。これについて、関東信越厚生局の指定施設連絡会議の席上で「学則上定められていない必修科目を設定し、卒業できない事態が発生していると聞くが、これは問題である」という趣旨の発言が監督官庁担当者からなされた。そのため、本学においてもコース制の廃止を決定した。しかし、本学においては「音楽コース」の人気の高く、保育者を志望しないが音楽を学びたいという理由で入学を希望する学生も多い。本学の音楽教育の水準を高いものにして一方、保育者志望の学生との保育に対する温度差が生じている。学科会議等で検討を重ねた結果、①保育者の専門性として、高い音楽の専門性を有したいと希望する学生のニーズに応える。②コースではなく、音楽に関する科目群を設ける。③科目群を「音楽コース」と呼称する。④科目群を学則別表に掲げる。⑤音楽に関する高い専門性を有する保育者をめざす学生は、音楽に関する科目群を履修する。以上の方向性を元に、「音楽コース」はあくまでも科目群の名称であり、「幼児教育学科」の名が示すように保育者を希望する者を受け入れて専門的な知識を修得させる保育者養成の学科であることが確認された。

②実習園

巡回指導時の要望、実習評価票の記載事項、実習日誌への指導事項を調査したところ、学生全体の傾向として国語力が低下しているという指摘が多く見られた。そのため、現行の「国語」を含めて2年間のすべての学期において国語に関連する科目を設定することとした。指導案作成に関して、十分な保育教材の研究が行われていないとの指摘があったことから、17年度カリキュラムで廃止となった「保育教材と指導計画の研究」を復活し1年後期に設定することとした。

生活体験の乏しい学生が増えるに伴い、保育者以前に社会人としての必要なマナーを身につけていない学生や、掃除の仕方もわからない学生がいるとの指摘があったことから、社会人としてのマナーを身に付けることを目的とした「くらしとマナー」を教養科目1年後期に設定することとした。

これらの科目は、過度の負担とならないよう必修とはしないものの、興味や関心、将来計画、自身の実力を考慮し、できるだけ履修するようアナウンスすることとした。

③就職・地域

就職に際して指摘される部分については、上述の実習園からの指摘と重複する部分が多

いが、ピアノが十分ではないとの指摘があった。ピアノの科目である「器楽」については、17年度カリキュラムにおいても「器楽Ⅰ」～「同Ⅳ」まで、各学期に設定してある。「器楽Ⅰ」は卒業と幼稚園免許・保育士資格必修、「同Ⅱ」は幼稚園免許必修であり、事実上の卒業必修科目となっている。しかし、「同Ⅲ」「同Ⅳ」については選択科目となっており、器楽に苦手意識を持つ学生ほど履修を避ける状態になっている。そこで、2年生後期までできるだけ履修するようにアナウンスすることとした。また、「同Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」を不可、失格となった学生が、次の学期で当該科目が開講していないため履修できない状況にあった。そこで、1年前期を除く各学期に再履修者用として開講することとした。

④学生

学生からは、就職試験への対応を行って欲しいとの要望が寄せられた。これは、特に公務員試験に対する要望であり、具体的には苦手意識の高い数学への対応を行って欲しいという要望である。また、数の基礎的な学びについては学生自身も学んできた道であるが、既に忘れてしまっている学生も多い。さらには社会人として理論的に物事を考えるには数学の理論的な考え方が役に立つ。そこで、基礎的な学びを行うために「数学の基礎」を設定することとした。設定時期については変則的ではあるが、15回の講義のうち、約半数回を1年次の3月に集中講義とし、残りを4月～6月の土曜日に設定することとした。この設定については、①6月に公務員一次試験を行う地域があり、その時期までに学びを終わらせたい。②試験直前までの継続的な学びが必要不可欠であるが、実習準備等で授業以外では継続的な学習を行うことが難しいとの声がある。③保育実習Ⅰ（保育所）を終えた3月から進路を具体的に考える。④3月は時間的な余裕があることで自宅学習がしやすい。これらの状況から、変則的な3月～6月までの開講の科目とした。また、14・15回目は5～6月となるため教育実習中の学生もいる。そこで、14・15回目の授業を2回行うこととし、その間隔を2週間以上空けることで実習により欠席することが無いよう配慮することとした。

⑤保育者養成制度

厚生労働省の保育士養成課程の動向、文部科学省の教職課程の動向については、保育所保育指針、幼稚園教育要領の改定等も近いとの話があるが、具体的な情報については入っていない。児童福祉行政・保育士養成の運用状況については関東信越厚生局の連絡会議、保育士養成協議会の会議等で情報収集をおこなった。

「保育実習」については多くの養成施設で保育所に対する事前事後指導、施設に対する事前事後指導を行っており、事実上6単位の授業時間数で開講していること。また、「同Ⅱ」「同Ⅲ」についても事前事後指導のコマを設けている養成施設が多く、こちらは単位外のかたちで行っているとの話があった。本学においても同様のかたちで事前事後指導を行っているが、学則にないコマの設定であり、事前事後指導の授業の出席に関しての説明ができないことから、事前事後指導についても授業化単位化することとした。これについては、関東信越厚生局より問題ないとの指導を受けた。また、「保育実習」の開講については、本学卒業後に科目等履修生となる学生もいるが、5単位科目のため、仮に保育所での2単位分の実習を行っていても、卒業時には記録上は単位が記されない。科目等履修生となっ

たばあいにも再度、保育所での実習が必要となってしまう。そこで、資格申請時には「保育実習」としつつも、教科目名と単位数を分割し、行った実習を明確にすることとした。これについても、関東信越厚生局より問題ないとの指導を受けた。

⑥その他

実際の科目開講について運用に際する問題点や時間割作成時の留意点をあげ、教育効果が向上するよう検討を行った。1年次後期に新設科目の選択科目が集中しているが、「くらしとマナー」、「保育教材と指導計画の研究」「日本語の基礎」が時間割上で重ならないように配慮するようにした。

「ライティングサポート」を授業時間内に設けることとした。これは、レポートなどの課題、お礼状などの手紙、履歴書など、学生が書いたものに関して指導を行うもので、指導して欲しい学生が当該時間に教員を訪問し指導を受けるものである。これを2年生前・後期に設定することとした。

「特別活動の時間」は授業の補講のほか、実習一斉指導、自治会活動などに用いることを目的とした時間である。ボランティアなどを行っている学生も多く、授業の空き時間に呼び出しや補講を行っても、すでに予定が入っている学生も多い。また、自治会、学祭係りの呼び出しも短い昼休憩に呼び出されることが多いため、学生の不満があった。そのため、各学年に「特別活動の時間」を設け、この時間には予定を入れないように指導を行い、呼び出し、補講を確実にできるようにした。

「卒研の時間」は2年生の「卒業研究ゼミナール」の前のコマに設定した。「就職活動や実習のため卒業研究のための時間がない」「図書館開館時間に授業の空き時間がない」との声が学生からあがった。そのため、2年生の「卒業研究ゼミナール」の前のコマを「卒研の時間」とし、自ら卒業研究を行う時間とした。

「自学の時間」は1年生の「基礎ゼミ」(前期)、「総合演習」(後期)の後のコマに設定した。これは、2年生の「卒研の時間」同様、図書館開館時間に時間を設け、図書館や実習指導室などの資料を活用し、自ら学ぶ保育者の基礎を作って欲しいとの願いから設けたものである。

また、土曜日の補講は、訪問介護員関連科目を開講しているため、当該科目を履修している学生は補講に出席できない。そこで5限の後に6限を設けて主に補講を行う時間とした。他大学で行われている授業の空き時間の補講については、「收拾がつかない」「学生が混乱し、必要な教材を持ってこない」などの声を踏まえ、幼児教育学科では行わないこととした。

これらの検討を踏まえ、学期と実習のおよび主要科目の配置を図表1のようにまとめた。

4 17年度カリキュラムと19年度カリキュラムの対照

以下に「別表第1 教育課程および卒業に要する最低取得単位数」、「別表第3 保育士資格科目」を示す。

図表1 19年度入学生カリキュラムの科目と実習関係科目の開講時期の案

	入学・1年前期	後期	2年前期	後期	卒業
段階	保育者の基礎 (保育観・子ども観)	基礎の積み重ね	基礎力の上に応用力を身につける	基礎力と応用力をもつ	
	基礎となる科目を配置	専門科目を積み重ねる	関心や興味、将来に応じて専門科目を選択させる	知識の統合を促す	
実習	教育実習 I	保育実習 I (保育所)	教育実習 II	保育実習 II	
		保育実習 I (保育所) 事前指導	保育実習 II 事前指導		
事前指導	基礎ゼミ		教育実習 II 事前指導		
	器楽を常に学び、徹底的に身につける		器楽 III	器楽 IV	
器楽	器楽 I	器楽 II 器楽 I (再履修) …新設	器楽 II (再履修) …新設 器楽 I (再履修)	器楽 III (再履修) …新設 器楽 II (再履修)	
	すべての学期に書くことにこだわる科目を配置				
国語力向上	国語	日本語の基礎…新設	幼児教育と記録…新設	保育者とことば…新設 文学作品を読む	
		くらしとマナー…新設 保育教材と指導計画の研究…新設 数学の基礎…新設	保育と子育て支援 (数学の基礎)	こころと学び…新設 子どもと生涯学習…名称変更	
教養と専門性を高める	現代女性と倫理				

学則新旧対照表

別表第1 教育課程および卒業に要する最低取得単位数

イ 幼児教育学科

旧				新				
授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考	
	必修	選択			必修	選択		
教養科目	I 現代女性と倫理 生活の中の哲学 文学作品を読む くらしと歴史	2		I 現代女性と倫理 生活の中の哲学 文学作品を読む 且 本語の基礎 くらしと歴史	2	2	新設	
		2			2	2		
		2			2	2		
		2			2	2		
	II 日本国憲法 生活と経済 人間形成論 異文化理解とコミュニケーション	2		II 日本国憲法 生活と経済 こころと学び くらしとマナ	2		新設 新設 新設 廃止	
		2			2	2		
		2			2	2		
		2			2	2		
	III 人間と自然環境 数学の基礎 生命の科学 暮らしの中のコンピュータ	2		III 人間と自然環境 数学の基礎 生命の科学 暮らしの中のコンピュータ	2		新設	
		2			2	2		
		2			2	2		
		2			2	2		
	IV 英会話 英会話 ドイツ語 ドイツ語	1		IV 英会話 英会話 ドイツ語 ドイツ語	1	1	左記4科目から2単位選択必修 （「英会話」または「ドイツ語」を選択し、それぞれI・IIとも履修）	
		1			1	1		
		1			1	1		
		1			1	1		
V 体育理論 生涯スポーツ実技	1		V 体育理論 生涯スポーツ実技	1		名称変更		
	1			1				
卒業に要する単位数	4	8	卒業に要する単位数	4	8			
専門科目	器楽 器楽 器楽 器楽 ピアノ表現 ピアノ表現 声楽 声楽 声楽 声楽 声楽 音楽理論 図画工作 図画工作 幼児の体育 国語 保育者 教育の源流 発達心理学 児童心理学 障害児保育 教育課程の研究 保育内容総論 健康の指導法 人間関係の指導法 環境の指導法	I	1	専門科目	I	1	新設 新設	
		II	1		II	1		
		III	1		III	1		
		IV	1		IV	1		
		I	1		ピアノ表現	I		1
		II	1		ピアノ表現	II		1
		I	1		声楽	I		1
		II	1		声楽	II		1
		I	1		声楽	I		1
		II	1		声楽	II		1
		I	1		音楽理論	I		1
		II	1		音楽理論	II		1
		1	1		図画工作	1		1
		1	1		図画工作	1		1
		1	1		幼児の体育	1		1
		2	2		国語	2		2
2	2	保育者	2	2				
2	2	教育の源流	2	2				
2	2	発達心理学	2	2				
2	2	児童心理学	2	2				
1	1	障害児保育	1	1				
1	1	教育課程の研究	1	1				
1	1	保育内容総論	1	1				
1	1	健康の指導法	1	1				
1	1	人間関係の指導法	1	1				
1	1	環境の指導法	1	1				
1	1	保直者とこ	1	1				
1	1	保直者とこ	1	1				

楽典	2		楽典	2	
ソルフェージュⅠ	1		ソルフェージュⅠ	1	
ソルフェージュⅡ	1		ソルフェージュⅡ	1	
音楽教育指導法Ⅰ	1				廃止
音楽教育指導法Ⅱ	1				廃止
基礎ゼミナール	1		基礎ゼミナール	1	
卒業研究ゼミナールⅠ	1		卒業研究ゼミナールⅠ	1	
卒業研究ゼミナールⅡ	1		卒業研究ゼミナールⅡ	1	
卒業に要する単位数	23	27	卒業に要する単位数	23	27
合計	62		合計	62	

※ 卒業に要する単位数

教養科目	12単位
専門科目	50単位
合計	62単位

※ 卒業に要する単位数

教養科目	12単位
専門科目	50単位
合計	62単位

5 19年度カリキュラムの運用

19年度カリキュラムの初年度にあたる19年度入学生には、入学前の指導として「プレオリエンテーション」を3日間にわたって行った。入学後にはオリエンテーションを行うが、履修登録や身体検査などで時間がとられ、慌ただしく授業開始を迎えている。そのため、例年、高校までの学習とのギャップに戸惑う学生の姿や、勉強のしかたが分からないという相談がある。プレオリエンテーションにおいては、大学での学び、レポートの書き方、勉強の仕方、器楽のレベル分けを行い、入学直後のオリエンテーションの時間を有効なものにすると同時に、19年度カリキュラムでの学びを確実なものにする意図があった。

本学幼児教育学科は2年の養成期間であり、スケジュールが非常にタイトである。そのため、以前よりAO入試を実施しようとの動きがあった。これは、単に学生の関心や意欲をはかるだけではなく、模擬授業や面談を通して、2年半のおつきあいを行いたいと考えていたからである。高校3年生の後半は、高校に在学しながら短大でも保育に触れる機会を設け、日常生活の中で保育や子どもについて考え、卒業後には自ら進んで学ぶ保育者に成長して欲しいと願っているからである。AO入試については青田買い、数あわせといった批判も聞くが、本学においては違う視点からAO入試の導入を考えている。

そのような意味では、「プレオリエンテーション」も合格後のできるだけ早い時期に、複数回行いたいと考えたが、19年度入学生については難しいと判断し、入学直前の3日間の「プレオリエンテーション」とした。なお、これに関しては学内から否定的な声もあったが、実施後、19年度入学生や保護者から肯定的な意見が数多く聞かれた。また、プレオリエンテーションを手伝ってくれた18年度入学生たちから「私たちにもやって欲しかった」という声があがった。これらにより、入学直後のギャップをより少なくする面においては一定の評価が得られたと確信した。

6 20年度学則改定

カリキュラム改定のない19年度においては、カリキュラム以外の学則改定作業をおこなうこととなった。担当は小川史専任講師、塚原琢馬専任講師、筆者の3人であった。

改定に際しては、関東信越厚生局の連絡会議や保育士養成協議会からの情報収集を行い、間違いのないように行った。一方で、本学は学校教育法第1条に示された「学校」であるが、厚生労働省にとっては保育士を養成するための「施設」である。そのため、学生は「利用者」であり、学生が行う入学手続きは、利用者が施設と行う「契約」との位置づけになる。学則には「契約」に必要な情報が明記されていなければならないというのが、厚生労働省の考え方である。

学則改定には、社会福祉運営の原理・原則を当てはめることとした。社会福祉の運営と原則について古川(9)は次のように整理している。

運営の原理

- (1) 有効性
- (2) 権利性
- (3) 普遍性
- (4) 公平性
- (5) 総合性

運営の原則

- (1) 接近性
- (2) 選択制
- (3) 効率性
- (4) 透明性
- (5) 説明責任性

これら原理・原則が学則に活かされ、契約時や入学後に十分な情報が「利用者」に示されるよう考慮した。その例として、手数料が発生する各種証明書については接近性や透明性を確保するために以下の記述とした。

第 39 条 2 証明書の種類及び交付手数料については別に定め、学生便覧及び交付窓口に交付手数料を示し、申請時に徴収する。

本学幼児教育学科は「教員養成を主たる目的とする学科」であるため、幼稚園教諭免許状は卒業必修である。しかし教育実習 5 単位は卒業必修科目ではない。

これについて、菱田（10）は「卒業必修化は、学生及び附属幼稚園教員の心理的負担も重く、2 年次の 12 月上旬まで附属幼稚園で教育実習する本学幼児教育学科にとってのデメリットを考慮して、その回避を模索することとなった。

その後、数回にわたる文部省との打ち合わせのなかで、幼稚園教諭免許状取得が卒業要件であることを学生便覧に明記するとともに、科目履修ガイダンス等で徹底することで、「教育実習」を卒業必修とはしないことの了承を得た」と当時の状況を説明している。

原理・原則に加え、当時の状況を知る者も少なくなってきたことにより、学生便覧の改訂等で卒業要件の明記が抜け落ちてしまうことなどの可能性も否定できないことから、今回の学則改定にあっては以下の条文を入れた。

第 30 条 2 項 幼児教育学科の学生は原則として幼稚園教諭二種免許状を取得することとし、第 27 条の規定によるほか、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)別表第 1 および同施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 5 条、第 6 条および第 66 条の 6 に基づく単位を履修しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 2 イのとおりである。

同 2 号 幼児教育学科の学生が、疾病その他やむを得ない事情により別表第 2 イに定めるところの単位を一部修得しないまま卒業しようとする場合には、その理由を証明する書類を添えて申し出ることにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認めることがある。

これにより、「教員養成を主たる目的とする学科」として、保育士資格のみを取得して卒業することがないよう歯止めを行った。

7 おわりに

カリキュラム改定時には分からなかったのだが、平成 21 年には新保育所保育指針、新幼稚園教育要領が実施される。近い将来、これに対応するための教育課程の変更が行われる可能性がある。その際には、4 年制の保育士養成課程や、あるいは社会福祉士等のように大学では受験資格を得て、資格は国家試験により取得するかたちに変更されることも考えられる。今の 2 年制短期大学ではカリキュラムが過密であり、授業を時間割に納めるだけでも精一杯である。今後、養成課程がどのように変更になるのか不透明であるが、国家試験化が打ち出された場合、2 年制短期大学の枠内で受験指導も行わなければならない。教員はもちろんのこと、学生にとっても負担は大きい。保育士養成はもちろんであるが、我が国の児童福祉行政全般の動きについても情報収集につとめ、より質の高い、地域貢献のできる保育士養成が行えるよう、より良い養成を行う検討を始めなければならない。

引用・参考文献、資料

- (1) 厚生労働省関東信越厚生局福祉課 「基調講演資料『指導調査を通して、保育士養成校に期待すること』」 (社) 全国保育士養成協議会 関東ブロック協議会 2007
- (2) 厚生労働省関東信越厚生局ホームページ
- (3) 厚生労働省関東信越厚生局福祉課 「基調講演資料『指導調査を通して、保育士養成校に期待すること』」 (社) 全国保育士養成協議会 関東ブロック協議会 2007
- (4) 厚生労働省関東信越厚生局福祉課 「基調講演資料『指導調査を通して、保育士養成校に期待すること』」 (社) 全国保育士養成協議会 関東ブロック協議会 2007
- (5) 児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の就業科目及び単位数並びに履修方法 平成 13 年 5 月 23 日厚生労働省告示第百九十八号
- (6) 菱田隆昭 「新保育士養成課程の趣旨と上田女子短期大学幼児教育学科カリキュラムについて～設置科目及び保育実習を中心として～」 上田女子短期大学幼児教育学科保育者養成年報創刊号 上田女子短期大学幼児教育学科 2003
- (7) 菱田隆昭 「幼児教育学科カリキュラムの課題について ～幼稚園教諭免許状授与課程の側面から～」 上田女子短期大学幼児教育学科保育者養成年報第 3 号 上田女子短期大学幼児教育学科 2005
- (8) 同上
- (9) 古川孝順 「社会福祉原論 [第 2 版]」 誠信書房 2005
- (10) 菱田隆昭 「幼児教育学科カリキュラムの課題について ～幼稚園教諭免許状授与課程の側面から～」 上田女子短期大学幼児教育学科保育者養成年報第 3 号 上田女子短期大学幼児教育学科 2005